

産業廃棄物処分業許可証

住所 大阪府大阪市港区田中二丁目1番1号

名称 株式会社 昇和

代表者 代表取締役 佐藤 昇



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

尼崎市長 稲村 和美



許可の年月日 平成28年9月1日

許可の有効期限 平成33年8月31日

1. 事業の範囲

- (1) 中間処理業（乾燥・破砕・整粒による資源化再利用）
汚泥（コンクリート残渣に限る。）、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の除去等を除く。）及び陶磁器くず（コンクリート残渣に限る。）（*）、工作物の除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類するもの（*）
以上3種類（*は、石綿含有産業廃棄物を除く。）
- (2) 中間処理業（破砕）
廃プラスチック類（工作物の新築・改築又は除去に伴って生じたものに限る。）（*）、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の除去等を除く。）及び陶磁器くず（*）
以上6種類（*は、石綿含有産業廃棄物を除く。）

2. 事業の用に供するすべての施設

| 施設の種類の | 木くず又はがれき類の破砕施設 | 木くず又はがれき類の破砕施設 | 廃プラスチック類の破砕施設 |
|---------|---------------------------------------|----------------|---------------------|
| 設置場所 | 兵庫県尼崎市西向島町111番5 | | |
| 設置年月日 | 平成10年1月23日 | 平成16年3月25日 | |
| 処理能力 | がれき類(*) 2340t/日 | 木くず 27.2t/日 | 廃プラスチック類(*) 22.2t/日 |
| | 汚泥、ガラスくず(*) (コンクリート残渣に限る。) 2340t/日 | 金属くず 15.4t/日 | ガラスくず(*) 64.8t/日 |
| | | 紙くず 23.3t/日 | 繊維くず 17.1t/日 |
| 設置許可年月日 | 平成13年2月1日 | 平成16年1月21日 | |
| 許可番号 | 912007 | 915003 | 915004 |

※ 処理能力は、それぞれ単独処理時のものである。（*は、石綿含有産業廃棄物を除く。）

| | |
|--------|---------------------------------------|
| 施設の種類の | 汚泥の天日乾燥施設 |
| 設置場所 | 兵庫県尼崎市西向島町111番5 |
| 設置年月日 | 平成23年8月22日 |
| 処理能力 | 汚泥（コンクリート残渣に限る。） 2.6m ³ /日 |

3. 許可の条件

- (1) 中間処理施設及び付帯設備の維持管理を適切に行い、産業廃棄物の飛散、流出及び地下浸透等の発生防止に留意すること。
- (2) 当該処理施設の受入基準を遵守すること。
- (3) 当該処理施設又は受入基準を変更する場合は、事前に市長の承認を得ること。

4. 許可の更新又は変更の状況

平成23年9月1日 新規許可

平成28年9月1日 更新許可

5. 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無 無